

令和4年3月31日

報道機関 各位

市民部環境課

赤穂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金交付要綱を施行します。

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事•事業名	赤穂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術助成金交付要綱の制定
日時	令和4年4月1日
場所・住所	

趣旨・目的(PRしたいこと)

飼い主のいない猫の繁殖抑制により個体数を減少させ、猫のふん尿による被害等 を削減し、もって良好な住生活環境の保全に寄与することを目的として、赤穂市飼い 主のいない猫不妊・去勢手術費助成金交付要綱を制定し、令和4年4月1日より施行 します。

要綱の主な内容は次のとおりです。

- ・飼い主のいない猫に不妊・去勢手術等の措置を施し、終生飼養しようとする市民等 に対し、予算の範囲内において不妊・去勢手術費助成金を交付します。
- 助成金の交付対象は、市内に住所を有する者及び市内の自治会です。
- 年度内に1人5匹(自治会においては10匹)まで申請できます。
- 助成金の額は不妊手術(メス)1匹につき1万円、去勢手術(オス)1匹につき5。 000円を上限とします。

部課係名:市民部環境課

担当者名:和田 祥平

電 話:0791-43-6821 (直通)

F A X:0791-43-6892

〇添付資料(有•(無))

問い合わせ先

○ホームページへの掲載(有)・無)

〇議会報告 (有・無)